

## タスクシフトで広がる検査 内視鏡検査の現在（いま）と未来（これから）

消化器内視鏡技師会紹介 ～内視鏡技師会と臨床検査技師～

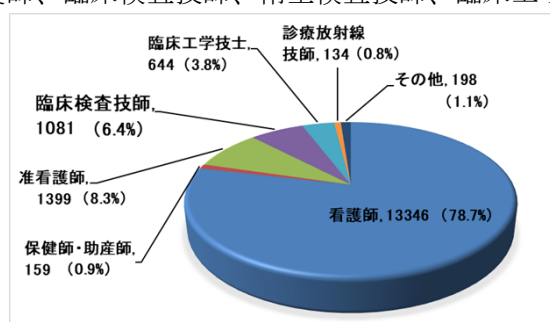
◎角森 正信<sup>1)</sup>

日本消化器内視鏡技師会<sup>1)</sup>

### 【消化器内視鏡技師と内視鏡技師会】

消化器内視鏡技師（以下、内視鏡技師）は、（社）日本消化器内視鏡学会がその指導の下に「医学基礎知識と内視鏡の専門知識と技術を備え、かつ積極的に消化器内視鏡業務に従事する者を養成し、学識技能の優秀なものを資格認定し、消化器内視鏡診療及び研究の円滑をはかる」として、1981年に誕生した。日本消化器内視鏡技師会（以下、内視鏡技師会）は1988年に設立され、2004年6月8月2日に有限責任中間法人日本消化器内視鏡技師会として法人格を取得し、法改正に伴い2009年3月からは一般社団法人へと移行した。

内視鏡技師は1981年の第1回試験からこれまでに28,131人が認定され、2021年9月現在の在籍会員数は16,961名で、その職種は、看護師、助産師、保健師、准看護師、臨床検査技師、衛生検査技師、臨床工学技士、診療放射線技師、薬剤師、管理栄養士、救急救命士、栄養士、その他（無資格者を含む）である。主な職種の人数と構成割合は図の通りで、臨床検査技師＋衛生検査技師の割合は6.4%である。なお、2005年以降の内視鏡技師受験対象は、看護師（助産師・保健師を含む）、診療放射線技師、臨床工学技士、臨床検査技師、薬剤師、准看護師、衛生検査技師のいずれかの資格を有するものに限定されている。



### 【内視鏡技師の業務】

日本消化器内視鏡学会 消化器内視鏡技師制度規則第5章第12条では、「消化器内視鏡技師の主たる業務内容は、厚生労働大臣・都道府県知事免許で認められた医療行為の範囲内で内視鏡及び関連器械の管理、補助、整備、修理あるいは患者の看護と検査医の介助並びに事務業務・・・（以下略）」とされている。しかし、内視鏡の検査・治療手技は次々と新しいものが考案され、それに使用する機器や処置具も日々進歩している。内視鏡室での業務、特に「検査医の介助」の範囲は、ここまでという線引きはむずかしい領域である。実際に「内視鏡医の監督・指示のもとであっても、処置具を操作して人体に傷をつける行為が違法ではないか。」「医療施設により業務内容が異なり、また個人レベルの知識・技術も格差がある。」という声もよく聞かれる。内視鏡技師会では、消化器内視鏡分野における共通業務領域について標準的業務を提示し、内視鏡技師の資質の向上を図るとともに、内視鏡技師が専門性を発揮し業務を適正に行うことができるよう「消化器内視鏡技師業務指針（第1版）」を作成し公表したが、具体的解決には至っていない。

臨床検査技師等に関する法律施行令第8条の2の改正により、臨床検査技師が実施可能な検体採取の1つとして、内視鏡用生検鉗子を用いて消化管の病変部位の組織の一部を採取する行為が追加された。しかしこれは内視鏡における介助業務のほんの一つであり、これだけで「臨床検査技師を内視鏡室に来てもらおう」とはならない。

だが、これをきっかけに臨床検査技師は内視鏡室を業務範囲にとらえて内視鏡の業務を理解し、関係するメディカルスタッフと信頼関係を築き、臨床検査技師が行える業務（手技）を増やして行ってはどうだろうか。手技の介助以外にも、検査、感染対策、データ管理など、臨床検査技師が得意な分野は多い。法律で禁止されていることはしてはならない。決められていないことは、実績の後から法律がついてくるものである。